



# 申し入れ書①

P2

日本原子力発電株式会社  
取締役社長 村松 衛様

「原発止めよう！ 東葛の会」  
日下部信雄  
流山市長崎2-555-26  
電話・FAX：04-7144-3428

## 東海第二原発の再稼働をしないでください

私は、千葉県西北部の東葛地域（野田市・流山市・柏市・松戸市・我孫子市・鎌ヶ谷市を指します）に住む住民で、構成する市民グループの一員です。その立場で貴社に申し入れを行います。

私が住むこの東葛地域は、2011年3月、約200キロ離れた東京電力福島第一原発で起こった過酷事故によってまき散らされた放射性物質によって汚染し、いわゆるホットスポットといわれるようになってしまいました。そのため、この地域から避難し、転出してしまった住民もいます。また、私たちのように残った市民も放射線被ばくの恐れの中での生活を続けざるを得ない状況になり、いまだにそれは続いています。行政もまた、放射性物質によって汚染してしまった場所の除染など、様々な課題に取り組まなければならない状況が作り出され、その作業はいまだに継続中です。1キログラムあたり数万ベクレルにもなる放射性物質で汚染した廃棄物の焼却灰が約2500トンの処分もできないまま不安定な構造物の中に保管し続けなければならない状態が続いています。

貴社は現在「東海第二原発」を再稼働させる準備を進めています。そして、原発から30キロ圏内の自治体はそのために事故が起こった場合の避難計画の作成に苦勞を強いられています。

貴社が所有する「東海第二原子力発電所」（以下、「東海第二原発」といいます）は、私たちが住む東葛地域からは、わずか80キロメートルしか離れていません。

万一東海第二原発で事故が発生し、放射性物質がまき散らされた場合の影響は、その距離から考えても福島第一原発事故の比ではないものと想像されます。

一方、貴社が再稼働しようとしている東海第二原発についての再稼働の条件として30キロ圏の住民の避難計画の策定が挙げられています。

私が住む東葛地域6市は、水戸市からの避難する人々を受け入れる協定を結んでいます（2019年11月）。6市で水戸市民27万人のうち約4万人です。私たちは、地元自治体を通じて貴社に対して私たち千葉県民への「住民説明会」の開催を求めています。貴社は説明会開催を承諾していると言っていますが、いまだに具体的な動きが全く見えません。

私たちは地元自治体における水戸市民の受け入れ態勢や、災害時の避難計画について協議を進めています。しかし、具体的な内容は詰めようにも詰めることができません。水戸市の避難計画策定も順調に進んでいるようには全く見えません。

加えて「新型コロナ禍」の蔓延に伴って避難計画の大前提が崩れている状態にもなっています。

今年、3月18日、水戸地方裁判所は、30キロ圏の住民の避難計画策定は不可能として、「東海第二原発を運転してはならない」との判決を出しました。

私たちは、東海第二原発の事故が起こった場合の住民の安全な避難計画など作るなどできるはずがない、と考えています。貴社が実効性のある避難計画ができると考えるならば、それは思い上がり以外の何物でもない、と私たちは考えざるを得ません。

東海第二原発の再稼働は絶対にしないことを強く強く要求いたします。

# 申し入れ書②

P3

2021年7月7日

日本原子力発電は東海第二原発の再稼働を断念し、廃炉をすることを求めます。

日本原子力発電株式会社取締役社長  
村松衛 様

反原発自治体議員・市民連盟  
(共同代表)

佐藤英行 岩内町議会議員・野口英一郎 鹿児島市議会議員  
福士敬子 元東京都議会議員・武笠紀子 元松戸市議会議員

6月1日から開かれた東海村議会に、東海村商工会から「東海第二原発の早期再稼働を求める意見書を、国や県に提出することを要望する」請願が2件提出され、市民団体からは「広域避難計画を慎重に策定するよう求める」請願が提出されました。

再稼働推進を求める請願は、6月11日、「原子力問題調査特別委員会」で趣旨説明と質疑が行われましたが、提案者の商工会代表は質問に答えられず、請願内容を理解していないことが明らかになり、17日には、市民団体の代表相澤元村議から趣旨説明がなされ、住民の命を守るべき広域避難計画策定が、充分でないことが明らかになりました。

9月5日に東海村長選があり、山田現村長は、三選への出馬を表明していますが、東海第二原発の再稼働の是非を示していないため、請願は継続審議となり、審議は村長選後に延ばされました。

また、6月8日の茨城県議会で東海村選出の県議が、「不完全でもよいので策定中の避難計画を提出してもらいたい」と発言し、水戸地裁判決に動揺し、人命を軽視しても再稼働を急ぐ推進派の焦りがよくわかりました。

実際に、来年12月までの安全対策工を終了を前提に「使用前検査申請書」で、2022年9月の核燃料装填と原子炉の起動とした計画は、以下の理由から不可能となっています。

第一に、水戸地裁判決で避難計画の不備から差し止めを命じられている以上、高裁でこの判決が覆えされるまでは再稼働はできません。

第二に、周辺6市村の議会の判断と首長の判断もできる状況にはないことです。東海村長選で『再稼働』が争点とならない場合は、村民の意思が把握できず、安易に再稼働に踏み切ることにはできません。水戸市議会を始め、6市村で再稼働を認める状況にはありません。

第三に、安全対策工に必要な計3,500億円のうち2,200億円の資金支援を約束した東京電力は、柏崎刈羽原発のセキュリティ上の問題から、原子力規制委員会から、原発運転禁止を命じられました。6月には柏崎刈羽原発の工事で新たに72ヶ所に火災防護対策がないことが発覚し、あらためて原発を動かせる能力がないと分かりました。この現状では経営破綻が危ぶまれ、原電に資金提供できる状況にはありません。

第四に、原電が行った「敦賀原発2号機直下の地質データの書き換えによる活断層の隠蔽工作」は現在規制委が調査中であり、原電はいまだ内部の調査結果を提出できません。このような組織の現状では、原発を動かす資格も体制もないことは明らかです。

以上の理由から、以下の二点を要望します。

一、水戸地裁判決が指摘したとおり、実効性のある避難計画の策定が無理である現状では、原電は控訴を直ちに取下げること。

二、資金繰りができない原電は、再稼働工事を直ちに止めて、廃炉を決断すること。